

自治基本条例

vol.10

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

自治基本条例みんなで考える委員会素案策定部会では、現在 10 回の会議が開催されており、着々と素案の作成が進められています。条例は、条文ごとにいくつかの章で構成されるよう検討されています。これまでに考えられている章の一部をご紹介します。このような内容が、自治基本条例に盛り込まれる予定です。

- 町民の権利及び責務
- 議会の役割及び責務
- 町長等の役割及び責務
- 町政の運営
- 参画及び協働



自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

ですから、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることとなります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

ですから、桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」を制定する必要があります。



【問合せ先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085

「特定外来生物」オオキンケイギクを植えないでください！

5月～7月ごろにかけて、鮮やかな黄色の花をつけるオオキンケイギクは、九州各地の道端や河原などでよく見かけます。しかし、きれいな花だからといって、ご自宅のお庭や花壇に植えては絶対にいけません。

オオキンケイギクは、あまりの強靱さのために、一度定着すると在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまいます。

そのため、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。

詳しくは九州地方環境事務所のホームページをご覧ください。

http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html

